

相続にともなう主な手続き

●遺言書がない場合、相続の開始後、次のようなお手続きが必要になります。

葬 祭	相 続 手 続 き	税 金 ・ 法 律
相続の開始(死亡届の提出)		
1 か 月 以 内	<ul style="list-style-type: none"> ●通夜・葬儀 ●初七日法要 	<ul style="list-style-type: none"> ●戸籍(除籍)謄本の取り寄せ ●国民年金切り替えなど ●社会保険などへの埋葬料の請求 ●健康保険の切り替え
3 か 月	<ul style="list-style-type: none"> ●香典返し ●四十九日法要 ●納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ●生命共済(保険)金交付申請 ●遺産・債務の把握 ●相続人の確認
4 か 月	<ul style="list-style-type: none"> ●形見分け 	<ul style="list-style-type: none"> ●相続の放棄(3か月以内)または 限定承認を家庭裁判所に申述
10 か 月 以 内	<ul style="list-style-type: none"> ●遺産や債務の確定 	<ul style="list-style-type: none"> ●所得税の申告・納付(準確定申告)
	<ul style="list-style-type: none"> ●遺産の評価・鑑定 ●農業承継の検討 ●遺産の分割協議と協議書の作成 ●不動産の所有権移転登記 ●預貯金・株式などの名義変更、換金処分 	<ul style="list-style-type: none"> ●納税猶予の申告 ●相続税の申告・納付

※上記のスケジュールについては、主に仏式の場合の例です。

※一般的な相続手続きの例です。詳しくは、お近くの支店へお問い合わせください。